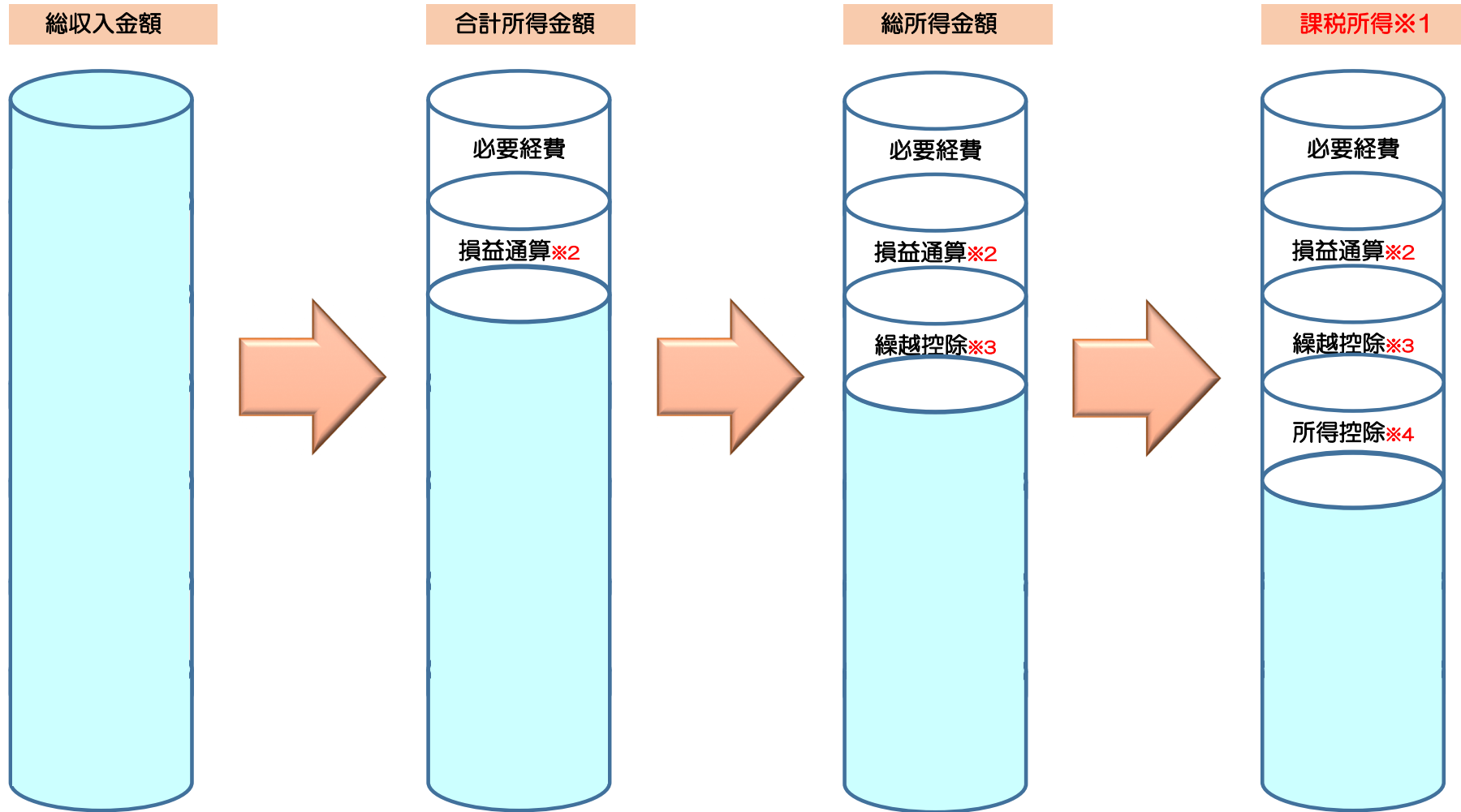


# 「課税所得」の算出方法について



- ※1 「課税総所得金額」や住民税上の「課税標準額」と同義。なお、所得税上の課税標準額とはイコールではない。
- ※2 各種所得金額の損失を一定の順序に従って控除することができる。具体的には、「不・事・山・譲（総合）」は合わせて損益通算できる。「譲（分離）」は上記と合わせて損益通算できない。「譲（分離）」のうち、「株式等に係る譲渡所得」は「他の所得」と損益通算できない。ただし、「上場株式等に係る譲渡所得」の金額に損失がある場合は、「上場株式等の配当」の金額から控除することができる。
- ※3 純損失や雑損失の繰越控除、特定居住用財産および居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定中小会社が発行した株式および上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除のことをいう。
- ※4 雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寄附金控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、基礎控除のことをいう。